



令和8年度 地域こどもの生活支援強化事業

こどもの居場所づくり補助金

鯖江市では、こどもたちへの食事の提供に加え、遊びや体験活動、学習支援などの居場所づくり（こども食堂など）を行う団体の活動を支援するため、経費の一部を補助します。

補助金の対象者	以下の補助対象の活動を行う団体（個人では申請できません。）
補助金の目的	安心安全で気軽に立ち寄ることができるこどもの居場所を設けるとともに、地域におけるこどもの支援体制を強化することです。
補助対象の活動	①と②を行う居場所づくり ①食事の提供 ②遊びや体験活動、学習支援など ※上記のほか、宗教活動または政治活動、営利を目的としないこと等の活動要件があります。
補助額 募集件数	(1) 20万円（上限）：5件 条件：以下の対象期間に7回以上開催すること ※毎月1回以上開催する場合や夏休みや冬休み等の長期休業期間にまとめて7回以上開催する場合が補助対象となります。 (2) 5万円（上限）：20件 条件：対象期間に2回以上開催すること
対象期間	原則、申請日から当該年度の2月28日（日）まで
募集期間	令和8年5月11日（月）～令和8年7月31日（金）（必着） 8：30～17：15（土・日・祝は除く） ※予算枠上限に達するまで
申込方法	下記の書類を申込先に提出してください。（メール・郵便可） ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③事業収支予算書 ④個人情報保護に関する誓約書 ⑤団体の定款、規約、役員名簿等 ⑥補助金申請団体の概要や事業内容がわかる書類 ※上記以外に、必要に応じて書類の提出をお願いすることもあります。

鯖江市HP



①～④の書類は、市役所こどもまんなか課に備えてあるほか、鯖江市HPからもダウンロードできます。

【問い合わせ・申込先】

鯖江市こどもまんなか課

電話 0778-53-2224 メール Kodomo@city.sabae.lg.jp

